今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係（内線 1104）

■日時　11 月 14 日㈫　午後 1 時 30 分～ 4 時
■場所　川俣町役場 1 階　相談室 2
※斎藤幸子相談委員（TEL 566-4020）丹野雅直相談委員（TEL 566-4830）の電話でも受け付けています。

農業経営収入保険説明会及び青色申告講座

問 農林振興課 農業振興係（内線 1551）

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

なお、加入できる方は、青色申告を行っている農業者（個人・法人）となります。

■日時　11 月 8 日㈬　午前 10 時～ 2 時間程度
■場所　川俣町役場 3 階　大会議室
■対象者　農業者 20 名　※参加費用は無料です
■申込締切　11 月 6 日㈪
■対象となる収入減少要因

※当日は青色申告の基本講座も開催いたします。この機会に是非ご参加ください。

川俣サイクルロゲイニング大会

問 政策推進課 政策調整係（内線 2404）

町の魅力発信・風評払拭を目的としたイベントを開催します。秋の川俣町を自転車で巡りませんか？詳細は大会 HP をご覧ください。

■日時　11 月 19 日㈰
　　　午前 10 時～午後 3 時
■場所　川俣町全域（出発：旧福田小）
■参加費　無料
■お問い合わせ・参加申込　標記担当までご連絡ください。

福島県民手帳の販売について

問 政策推進課 政策調整係（内線 2404）

令和 6 年版の福島県民手帳を販売しております。各種統計データや日常生活に役立つ便覧など充実した内容ですので、ぜひお買い求めください。

■価格　横罫版、カレンダー版　770 円
■販売場所　川俣町役場2階　政策推進課（10 番窓口）
■販売方法　代金引換

秋季全国火災予防運動を実施

問 総務課 消防交通係（内線 1106）

11 月 9 日㈭から 15 日㈬までの 7 日間、「火を消して 不安を消して つなぐ未来」を標語として火災予防運動が実施されます。以下の 10 のポイントを参考に、住宅防火に努めましょう。

①寝タバコは、絶対にしない、させない。
②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
③ガスこんろなどを使うときは火のそばを離れない。
④コンセントは埃を清掃し、不必要なプラグは抜く。
⑤火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
⑥火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10 年を目安に交換する。
⑦火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
⑧火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
⑨お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
⑩防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

川俣町消防団秋季検閲について

問 総務課 消防交通係（内線 1106）

検閲を以下のとおり開催します。

■日時　11 月 5 日㈰　午前 10 時から
■場所　川俣小学校グラウンド※当日午前 6 時 50 分頃に防災行政無線により、半鐘音を流します。
■規制区間　川俣町役場～鉄炮町交差点～中丁交差点左折～川俣小学校（全面車両進入禁止）午前 9 時 15 分から 9 時 50 分まで消防団防火パレードのため通行規制を行います。

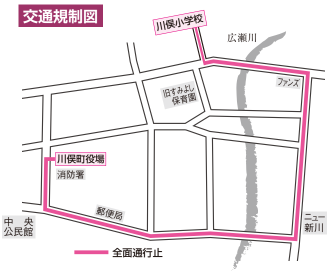

行　政

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

問 福島地方法務局人権擁護課（TEL 534-1994）

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会は、11 月 15 日から 11 月 21 日までの 7 日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題について、電話相談を実施します。

相談は、人権擁護委員及び法務局職員が応じ、秘密は守られます。期間中は、平日の夜間、土・日も相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

■**期間**　11 月 15 日(水)～ 11 月 21 日(火)までの 7 日間
■**時間**　午前 8 時 30 分～午後 7 時まで
（ただし、11 月 18 日(土)・11 月 19 日(日)は午前 10 時～午後 5 時まで）
■**電話番号**　0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）
■**問い合わせ**　福島地方法務局人権擁護課
（TEL 024-534-1994）

第 75 回人権週間は 12 月 4 日から

問 福島地方法務局人権擁護課（TEL 534-1994）

福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12 月 4 日から 10 日までを「第 75 回人権週間」とし、当該週間を中心に積極的な啓発活動及び相談活動を行います。

また、人権週間に限らず、電話相談を実施していますので、悩み事がありましたら下記ダイヤルにお電話ください。秘密は守られます。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

■**問い合わせ**
みんなの人権 110 番（TEL 0570-003-110）
子どもの人権 110 番（TEL 0120-007-110）
女性の人権ホットライン（TEL 0570-070-810）
（相談時間：年末年始を除く平日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

消費税のインボイス制度登録要否個別相談会

問 福島税務署 個人課税部門（TEL 024-534-3121）

■**日時**　11 月 7 日(火)　午前 11 時～正午
　　　　　　　　　　午後 3 時～ 4 時
　　　11 月 10 日(金)　午前 9 時～午後 4 時
※事前予約制になります
■**会場**　福島税務署 2 階　大会議室
■**対象者**　登録要否を検討される免税事業者の方

消費税のインボイス制度説明会

問 福島税務署 法人課税第 1 部門（TEL 024-503-2417）

■**日時**　11 月 7 日(火)　※事前予約制になります
①午前 9 時 30 分～ 11 時（定員 18 名）
②午後 1 時 30 分～ 3 時（定員 18 名）
■**対象者**　主に消費税の免税事業者の方
■**会場**　福島税務署 2 階　大会議室（福島市森合町 16-6）

「家屋の除去届」、「家屋の所有者変更届」を忘れずに

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

住宅・物置・工場・倉庫等の建物を取り壊した場合には必ず「家屋の除去届」を提出してください。（登記されている建物で、取り壊した年の 12 月末日までに滅失の登記が完了される場合には「家屋の除去届」の提出は不要です）届出がない場合、家屋課税台帳から抹消されず、翌年度以降も固定資産税が課税されます。

また、登記されていない建物で、所有者の変更（相続・売買・贈与など）があった場合にも必ず「家屋の所有者変更届」を提出してください。届出がない場合、翌年度以降も変更前の所有者に固定資産税が課税されます。

税務係に所定の届出用紙がありますので、12 月 28 日(木)までに忘れずに届出をお願いします。

ジョブプランナーによる就職相談会

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2406）

■**日時**　11 月 22 日(水)　午後 1 時～ 4 時
■**場所**　川俣町役場 1 階　相談室 1
■**対象者**　川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。
■**相談内容**　就職相談、
■**その他**　予約不要、相談費用も無料。また、雇用保険受給者には、利用証明書も発行します。

求職者支援訓練のご案内

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2406）

ハローワーク福島では再就職へのステップアップとして職業訓練によるスキルアップの提案、就職支援を行っています。

再就職を目指す方、休業中の方など、それぞれ利用しやすいコース・給付金制度があります。詳しくはお問い合わせください。

■**問い合わせ**　ハローワーク福島　訓練担当（TEL 024-534-4121）